

航空分野（空港グランドハンドリング）特定技能評価試験実施要領

令和8年4月7日

国土交通省航空局

航空ネットワーク部航空ネットワーク企画課

公益社団法人日本航空技術協会

1. 試験区分

試験名：航空分野特定技能評価試験

区分：空港グランドハンドリング

等級：1号、2号

2. 試験概要

（1）試験言語

日本語によることとする。ただし、漢字にルビを付す。また、専門用語等については注釈として他の言語で記載することもある。

（2）実施主体

試験実施機関は次のとおりとする。

- ① 試験実施機関名：公益社団法人 日本航空技術協会（以下「技術協会」という。）
- ② 所在地：東京都大田区羽田空港1-6-6

（3）試験実施機関の選定方法

国土交通省が、試験実施機関としての実績や航空分野（空港グランドハンドリング）に関する見識等を踏まえ、試験を適正に実施できると認める機関を選定する。

ただし、試験実施機関が、法令、本要領又は国土交通省の指示に違反した場合には、国土交通省はその選定を取り消すことができるものとする。

（4）実施方法

（ア）学科試験及び実技試験によって行う。

（イ）学科試験は、ペーパーテスト形式により実施する。

（ウ）実技試験は、ペーパーテスト形式を用いた判断等試験及び計画立案等作業試験により実施する。

（5）事業年度における実施回数及び実施時期

- ① 4月1日から翌年3月31日までを一事業年度とし、事業年度ごとに数回実施する。
- ② 企業のニーズや受験者の応募状況を考慮し、国土交通省と技術協会が協議の

うえ決定する。

(6) 実施場所

①特定技能1号評価試験

国外における試験実施を前提とした上で、企業のニーズや受験者の応募状況を考慮し、国内においても実施するものとし、実施場所は、国土交通省と技術協会が協議の上で決定する。学科試験及び実技試験は原則として同一日に同一場所で行う。

②特定技能2号評価試験

国内における試験実施を前提とした上で、企業のニーズや受験者の応募状況を考慮し、国外においても実施するものとし、実施場所は、国土交通省と技術協会が協議の上で決定する。学科試験及び実技試験は原則として同一日に同一場所で行う。

(7) 受験資格者

- ① 満17歳以上の者とする。
- ② 国内で受験する者にあつては在留資格を有する者とする。
- ③ 法務大臣が告示で定める退去強制令書の円滑な執行に協力する外国政府等以外の国の者については、受験は認めない。
- ④ 特定技能2号評価試験においては、空港グランドハンドリングの現場において技能者（作業を行う技能を有する者）を指導しながら作業に従事した実務経験を有する者とする。実務経験の有無の証明に当たっては、試験申込の際に別添様式の技能進捗確認票を提出することとする。
- ⑤ なお、本試験に合格することができたとしても、そのことをもって「特定技能」の在留資格が付与されることが保証されるものではなく、試験合格者に係る在留資格認定証明書交付申請、在留資格変更許可申請がなされたとしても、必ずしも在留資格認定証明書の交付等を受けられるものではない。また、在留資格認定証明書の交付を受けたとしても、査証申請については、別途外務省による審査が行われるところ、必ずしも査証の発給を受けられるものではない。

(8) 受験申込に係る必要事項等

試験日、試験会場、受験申込期間、受験料とその支払方法等、受験申込に必要な事項のほか、受験日当日の必要書類等は、出願専用ウェブサイトに掲載する。

(9) 合否の通知方法

技術協会は、試験実施日から2週間程度で受験者に対し、メールにて合否結果を通知する。また、試験合格者や試験合格者と雇用計画を締結することとなっ

た受入れ機関による合格証明書（合否結果が記載された情報を含む。）の申請及び合格証明書発行手数料納付の手続きを経て、試験合格者又は受入れ機関に合格証明書を発行する。

3. 試験実施体制

（1）試験問題作成体制

- ① 技術協会は、試験の公正かつ適確な実施を図るため、試験作成委員会を置く。
- ② 試験作成委員会は、技術協会の事務局長（以下「事務局長」という。）が選任する試験作成委員 3 名をもって組織する。
- ③ 試験作成委員会に、委員長 1 名を置く。委員長は、事務局長が試験作成委員のうちから選任する。
- ④ 事務局長は、試験作成委員を選任する。選任にあたっては、空港グランドハンドリングについての学識経験、実務経験を有する者とし、原則として受験者が所属する機関の関係者以外の者とする。やむを得ない事情により受験者が所属する機関の関係者を試験作成委員に指定する場合は、技術協会は、国土交通省の承認を得るものとする。ただし、試験作成委員の全てを受験者が所属する機関の関係者とするとは認めない。
- ⑤ 試験作成委員の任期は、2 年とする。ただし、事務局長はこれを再任することができる。
- ⑥ 事務局長は、試験作成委員が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、当該委員を解任することができる。
 - （ア）職務上の義務違反その他試験作成委員たるに適しない非行があると認める場合
 - （イ）心身の障害のために職務の遂行ができない場合
- ⑦ 委員長は、試験作成委員会の会務を総括し、試験作成委員会を代表する。
- ⑧ 試験作成委員会は、必要に応じて委員長が招集し、その会議を行う。
- ⑨ 試験作成委員会は、試験作成委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- ⑩ 試験作成委員会の議事は、出席する試験作成委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- ⑪ 試験作成委員会の職務は、次のとおりとする。
 - （ア）試験の範囲及び試験問題（案）の作成

（2）試験問題確認体制

- ① 技術協会は、試験の公正かつ適確な実施を図るため、試験評価委員会を置く。
 - ② 試験評価委員会は、事務局長が選任する試験評価委員 4 名をもって組織する。
 - ③ 試験評価委員会に、委員長 1 名を置く。委員長は、事務局長が試験評価委員のうちから選任する。
 - ④ 事務局長は、試験評価委員を選任する。選任にあたっては、空港グランドハンドリングについて専門的な技能、技術又は学識経験を有する者及び労働衛生コンサルタント等の資格を有している労働安全衛生の専門家等から選任する。また、試験評価委員は原則として受験者が所属する機関の関係者以外の者とし、試験作成委員と別の者を選任するが、やむを得ない事情により受験者が所属する機関の関係者を試験評価委員に指定する場合は、技術協会は国土交通省の承認を得るものとする。ただし、試験評価委員の全てを受験者が所属する機関の関係者とするとは認めない。
 - ⑤ 試験評価委員の任期は、2 年とする。ただし、事務局長はこれを再任することができる。
 - ⑥ 事務局長は、試験評価委員が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、当該委員を解任することができる。
 - (ア) 職務上の義務違反その他試験評価委員たるに適しない非行があると認める場合
 - (イ) 心身の障害のために職務の遂行ができない場合
 - ⑦ 委員長は、試験評価委員会の会務を総括し、試験評価委員会を代表する。
 - ⑧ 試験評価委員会は、必要に応じて委員長が招集し、その会議を行う。
 - ⑨ 試験評価委員会は、試験評価委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
 - ⑩ 試験評価委員会の議事は、出席する試験評価委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
 - ⑪ 試験評価委員会の職務は、次のとおりとする。
 - (ア) 試験の範囲及び試験問題の審査・決定
 - (イ) 採点結果の報告
- (3) 試験実施体制
- 技術協会は、受験申込のための専用ウェブサイトの構築、広報、受験申込の受付、試験会場の手配、受験者への合否結果の通知、受験者からの相談への対応等、試験実施に関する事務を実施する。

技術協会は、受験者等からの相談や苦情があった場合には適切に対応し、適宜その記録を保存するとともに、試験実施に当たり必要な事務やその際の留意事項等の詳細をまとめた試験実施要領細則を試験監督者及び補佐員に適切に周知し試験を実施するものとする。

① 試験監督者の選任

(ア) 試験監督者は、試験に関し高い識見を有する者であって、空港グランドハンドリングについて専門的な技能、知識を有する者の中から、事務局長が選任する。ただし受験者が所属又は就業予定のある企業や監理団体等の関係者は選任しない。

(イ) 試験監督者は、試験に関する職務に関して知り得た秘密を洩らし、又は盗用してはならない。

② 試験監督者の任期等

(ア) 試験監督者の任期は、2年とする。ただし、事務局長はこれを再任することができる。

(イ) 事務局長は、試験監督者が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、試験監督者を解任することができる。

A) 職務上の義務違反その他試験監督者たるに適しない非行があると認められた場合

B) 心身の故障のために職務の執行ができないと認められる場合

③ 試験監督者の配置

(ア) 試験監督者は、試験会場ごとに複数名配置する。ただし、受験者数が50名以下の場合、1名でも差支えないものとする。

(イ) 事務局長は、当日担当する試験監督者の中から1人を、首席試験監督者として試験会場ごとに任命する。

④ 補佐員

(ア) 試験を円滑に実施するため、必要に応じ、試験監督者を補佐する補佐員を試験会場ごとに配置する。

(イ) 補佐員は、事務局長が適任者を選任する。

(ウ) 補佐員は下記の事務を行ってはならない。

A) 受験者の受付、本人確認を行うこと。

B) 学科・実技それぞれの試験時間（問題用紙の配布から解答用紙の回収まで）に試験会場に立ち入ること。

C) 問題用紙、記入済み解答用紙及び実施済み試験用材料等に触れること。

(エ) 補佐員は、試験に関する職務に関して知り得た秘密を洩らし、又は盗用し

てはならない。

(4) 試験の適切な運用を確保する体制

国土交通省は技術協会に対し、試験に関して必要な報告を求め、指示を行うことができる。また、国土交通省は、技術協会が法令、本要領又は国土交通省からの指示に違反した場合には、その選定を取り消すことができるものとする。

試験を国外で実施するに際しては、必要に応じ現地政府と連携しつつ、現地の関連法令及び規則を遵守し、実施する。また、受験希望者が不当な不利益を被ることのないよう、技術協会は、十分な受験機会の確保に努めるなどした上で、受験希望者と技術協会の間を仲介することなどで受験希望者から不当に高額な手数料等を徴収する悪質なブローカーの排除に努めることとし、受験の申込みは受験希望者から技術協会への直接の申込みに限るなど、必要な対策を講じる。

4. 試験水準

(1) 特定技能1号評価試験

専門性・技能を生かした業務に即戦力として従事できる知識と経験が兼ね備わっていることを測定するため、実務経験2年程度の者が受験した場合の合格率が、7割程度となる水準とする。

(2) 特定技能2号評価試験

専門性・技能を生かした業務に即戦力として従事できる知識と経験が兼ね備わっていることを測定するため、実務経験7年程度の者が受験した場合の合格率が、3割程度となる水準とする。

5. 試験科目等

試験は学科試験と実技試験から構成し、試験科目及びその範囲並びにその細目(試験基準)は別紙のとおりとする。

試験時間、問題数、出題形式については以下のとおりとする。

(1) 特定技能1号評価試験

- ・学科試験：試験時間 45 分、問題数 30 問(選択式)
- ・実技試験：試験時間 30 分、問題数 15 問(判断等試験・計画立案等作業試験)

(2) 特定技能2号評価試験

- ・学科試験：試験時間 60 分、問題数 45 問(選択式)
- ・実技試験：試験時間 40 分、問題数 20 問(判断等試験・計画立案等作業試験)

6. 合否の基準

(1) 特定技能1号評価試験

学科試験及び実技試験それぞれの正答率が65%以上を合格とする。

学科試験：1問1点の計30問で30点満点とし、20点以上を合格とする。

実技試験：1問1点の計15問で15点満点とし、10点以上を合格とする。

(2) 特定技能2号評価試験

学科試験及び実技試験それぞれの正答率が65%以上を合格とする。

学科試験：1問1点の計45問で45点満点とし、30点以上を合格とする。

実技試験：1問1点の計20問で20点満点とし、13点以上を合格とする。

7. 不正防止策

(1) 試験実施時の不正防止

技術協会は、会場の規模や受験者数、試験の内容等を踏まえ、適切な人数の試験監督者及び補佐員を配置するものとする。

試験実施時の受付においては、受験申請書とともに提出された写真と在留カード、パスポート等顔写真付きの身分証明書による本人確認の徹底等により、なりすましによる不正を防止する。

試験会場入室時には、持ち物検査を行い、スマートフォン等通信機能付の携帯情報端末など試験に不要なものは私物の鞆あるいは配布された封筒や袋に収納させる。

試験中は、十分な巡回などの不正防止策を講じるとともに、試験の実施の状況を録画する等、事後の検証が可能となる措置をとることとする。

(2) 不正が疑われる事案への対応

試験実施中、試験監督者は、常に不正行為を監視し、不正行為があったことを確認した場合には、当該不正行為に係る受験者の試験を中止し、退場させるとともに、技術協会は速やかに国土交通省に報告する。

技術協会は、試験実施後に不正行為が行われた又は行われたと疑われる事案を認知したときは、速やかに事案の状況を国土交通省に報告する。国土交通省は速やかに制度所管行政機関に情報共有するとともに初動対応及びその後の調査等の対応策を検討し、必要な措置を講じる。

国土交通省及び制度所管行政機関は、必要に応じて技術協会に調査及び報告を求めることができるものとする。

技術協会は、不正の手段によって試験を受け、又は受けようとする者に対し

ては、その試験を受けることを禁止し、合格の決定を取り消し、又は5年以内の期間を定めて試験を受けることができないものとすることができる。

8. 試験結果等の公表方法等

- (1) 技術協会は、試験実施要領、テキスト、サンプル問題を専用ウェブサイトにおいて無料で公表する。
- (2) 技術協会は、各会場の受験者数及び合格者数、受験者の受験番号・氏名・生年月日及び試験の成績を記載した実施結果表を、必要に応じて、法務省及び国土交通省に報告する。
- (3) 技術協会は、各会場の受験者数及び合格者数について、専用ウェブサイトで公表する。
- (4) 技術協会は、個人の合否については、一切公表しない。
- (5) 技術協会は、事業年度終了後、国土交通省に対し遅延なく試験実施報告書を提出する。国土交通省は当該試験実施報告書を確認の上、制度所管行政機関に提出し、その確認を受けた後、国土交通省のホームページで公表する。

9. その他必要事項

(1) 合格証明書の有効期限

航空分野特定技能1号評価試験の合格証明書の有効期限は、合格判定日から5年後とする。

なお、令和8年8月1日以前に判定された航空分野特定技能1号評価試験については、合格証明書に記載の期限とする。

一方、航空分野特定技能2号評価試験については、合格証明書の有効期限を定めない。

(2) 合格証明書の再発行

- ① 合格証明書の再発行は、受入れ機関の申請により行うことができる。ただし、航空分野特定技能1号評価試験については、合格判定日から5年に満たない時点で申請のあった場合に限る。

なお、令和8年8月1日以前に判定された航空分野特定技能1号評価試験については、合格証明書に記載の期限とする。

航空分野特定技能2号評価試験については、この限りではない。

- ② 合格証明書の再発行の申請は、技術協会が定める合格証明書再発行申請書を技術協会に提出して行うものとする。
- ③ 技術協会は、合格証明書再発行申請書の提出があった場合、審査の上、再度

合格証明書を作成し、申請者に対し発行する。この場合の合格証明書には「再発行」である旨の表示をするものとする。

(3) 試験に関する書類の保存

- ① 技術協会は、技能試験を実施したときは、受験者の受験番号、氏名、生年月日、国籍・地域、性別、身分証明書種類・番号、住所及び試験の成績の内容、可否等を記載した帳簿データ（以下「受験者台帳」という。）を作成し、保存する。
- ② 書類の保存期間は、原則として、答案は紙媒体で3か月保存とし、その後電子媒体として合格通知日から10年間保存する。また、合格証明書発行のエビデンスとして下記のファイル・データをそれぞれの受験者の試験合格通知日から電子媒体で10年間（特定技能2号評価試験の合格者を除く）保存する。

(ア) 受験票

(イ) 試験問題（その正答・採点基準を含む）

(ウ) 受験者台帳

(エ) 試験結果通知書

(オ) 実施結果表

(カ) 合格証明書（再）交付申請書

(キ) 合格証明書（写し）

(ク) 合格証明書台帳（写し）

- ③ 技術協会は、試験作成委員・試験評価員の名簿についても電子媒体で10年間保存する。
- ④ 技術協会が試験実施機関でなくなる場合、技術協会は速やかに受験者台帳を国土交通省、又は新たな試験実施機関に移管するものとする。

(4) 秘密保持義務

- ① 技術協会はこれらの書類に記載された情報を含む個人情報等の漏洩防止のため、協会内の規程を遵守するとともに、管理責任者及び管理者を置き、特に試験問題等についてはこれら以外の者がアクセスできない体制を構築する。
- ② 試験作成委員、試験評価委員、試験監督者及び補佐員その他試験に関する職務を担当する者及び担当していた者（以下「試験委員等」という。）は、職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は盗用してはならない。試験委員等が、職務上知り得た秘密を他に漏らし、若しくは盗用し、又は公正な実施に違反したことが判明した場合は、その任を解き以降、試験に関する職務に就けてはならない。

(5) その他

本要領は令和 8 年 8 月 1 日から適用し、同日を以て「特定技能評価試験（航空 分野：空港グランドハンドリング）・実施要領」及び「航空分野（空港グランドハンドリング区分）特定技能 2 号評価試験」試験実施要領は廃止する。

本要領については試験実施の状況等を踏まえつつ適宜見直しを行うこととし、本要領の改正を行う場合には、制度所管行政機関に協議の上、改正内容が軽微である場合を除き、専門家会議の意見を聴くこととする。

試験実施要領細則

航空分野（空港グランドハンドリング）特定技能評価試験実施要領に基づき、特定技能の評価試験を実施するにあたり、技術協会（試験監督者及び補佐員を含む。）が実施する事務等について以下の通り定める。

1. 試験監督者及び補佐員（以下「試験担当者」という。）の職務

- （１）首席試験監督者は、試験会場の借受・返却及び設備の点検を行い、他の試験監督者等の試験担当者を指揮するとともに、下記２．及び３．のとおり、試験を実施し、採点に当たる。
- （２）試験監督者（首席を除く。）は、他の試験担当者と協力し、試験会場の準備・片付けをするとともに、下記２．及び３．のとおり、試験を実施し、採点に当たる。
- （３）補佐員は、試験監督者と協力し、下記２．及び３．の事務に関し、試験会場の準備・片付け、解答用紙・試験用材料等の配布を含む試験会場における庶務的事務等を行う。

2. 学科試験・実技試験の実施

（１）首席試験監督者の事務

- ① 試験担当者の配置及び実施状況を常に把握し、試験中の不測の事故等に対し、直ちに必要な措置をとれるように体制を整える。
- ② 会場設営に関して施設・設備の設置及び返却の最終確認を行う。
- ③ 試験に関し、受験者が不正行為等を行ったことを確認した場合は、下記（５）により、適切な措置をとったうえ、速やかに事務局長に報告する。
- ④ 試験担当者が行う事務も兼務する。

（２）試験担当者の事務

- ① 試験担当者は、受験者に対し、試験実施上必要な注意事項について説明するほか必要な指示を行う。そのため、受験者が一見して試験担当者を認識できるよう、試験担当者は腕章等を着用する。
- ② 試験開始前の事務
 - （ア）試験会場を点検して試験の準備が整っているかどうかを確かめ、試験実施上支障がないことを確認し、不具合があれば首席試験監督者に報告する。
 - （イ）試験の開始時刻を受験者の見やすいところに表示する。
 - （ウ）試験監督者は、試験会場の入口付近において受験者の受付を行い、持参し

た受験票及び受験者本人を確認するため、公的機関が発行した顔写真付きの身分証明書を事前に登録された個人情報及び顔写真と照合する。

(エ) 試験担当者は、照合済みの受験者に対して所定のリストバンドを装着し、試験終了まで外さないよう指示をする。

(オ) 試験担当者は、試験の開始前には、受験者を所定の場所に着席させる。

(カ) 用具以外のものを机の上から片付けさせる。

(キ) スマートフォン及びスマートウォッチは音の出ない状態で手の届かないところに片付けさせる。

(ク) 試験実施上必要な注意事項について受験者に説明する。

(ケ) 試験監督者は、補佐員を退室させ、問題用紙を配布し試験を開始する。

(3) 試験中の事務

① 試験監督者は、巡視して、受験票を確認し、写真と受験者の照合をするとともに、解答用紙に受験番号及び氏名が記入されているか確認する。

② 遅刻者については、公共交通機関の遅延等の正当な理由のある場合に限り受験を認めるが、試験開始後その試験時間の1/2を経過した場合は、いかなる理由があっても受験を認めない。

③ 試験監督者は、受験者が試験終了時刻前に解答用紙の提出を申し出た場合は、速やかに試験用紙及び解答用紙を回収し、退出させる。その際受験者に今後のスケジュールを伝える。ただし、試験開始後その試験時間の1/2を経過しない場合は、急病その他やむを得ない事情がある場合を除き、退出させない。

④ 受験者からの試験問題の内容に関する質問は、原則として受け付けない。

(4) 試験終了後の事務

① 試験監督者は、解答用紙及び試験用紙を全数回収し、受験者数と解答用紙枚数を確認し、首席試験監督者に報告する。

② 試験監督者は、報告後、受験者に今後のスケジュールを伝え退出させる。その際必要に応じて補佐員を入室させ協力を得ることができる。

(5) 試験の停止

① 学科試験において、試験監督者は、不正行為を監視し、明らかに不正行為があったことを確認した場合は、試験監督者の判断に基づき、その受験者につき試験を中止し、試験用紙、解答用紙及び受験票を回収して、その受験者を退場させ、解答用紙に不正事実を記録する。

② 試験監督者は、受験者が試験中に、他の受験者の迷惑になるような行為をしたときは注意し、これに従わないときは、試験監督者の判断に基づき、その

受験者につき試験を中止し、試験用紙、解答用紙及び受験票を回収して、その受験者を退場させ、解答用紙にその事実を記録し、首席試験監督者に報告する。

- ③ 首席試験監督者は、上記①及び②の場合、適切な措置を講じた後、速やかに事務局長に報告する。

【別紙】特定技能評価試験の試験科目及びその範囲並びにその細目（試験基準）

1号評価試験 相当程度の知識又は経験を要する技能	2号評価試験 熟練した技能
学科試験 1 航空機の安全一般に関する知識 ①航空機の安全の理解 次に掲げる航空機の安全に関する基本的な知識を有すること。 (1)航空機優先 (2)危険区域 (3)危険物輸送 (4)ウエイト・アンド・バランス (5)航空保安 2 作業の安全に関する知識 ①作業の安全に関する基本的な知識を有すること。 (1)規定の遵守 (2)天候 (3)作業員の服装 (4)車両の運転 3 航空輸送の品質に関する知識 ①航空輸送の品質の種類、特徴及び用途 次に掲げる航空輸送の品質の種類、性質及び用途に関する基本的な知識を有すること。 (1)作業の安全と品質 (2)作業の基本的考え方 4 予防に関する知識 (1)ヒヤリ・ハット・レポート (2)指差呼称および危険予知	学科試験 1 航空機の安全一般に関する知識 ①航空機の安全の理解 次に掲げる航空機の安全に関する専門的な知識を有すること。 (1)航空機優先 (2)危険区域 (3)危険物輸送 (4)ウエイト・アンド・バランス (5)航空保安 2 作業の安全に関する知識 ①作業の安全に関する専門的な知識を有すること。 (1)規定の遵守 (2)天候 (3)作業員の服装 (4)車両の運転 3 航空輸送の品質に関する知識 ①航空輸送の品質の種類、特徴及び用途 次に掲げる航空輸送の品質の種類、性質及び用途に関する専門的な知識を有すること。 (1)作業の安全と品質 (2)作業の専門的考え方 4 予防に関する知識 (1)ヒューマン・エラー (2)指差呼称および危険予知
実技試験 1 グランドハンドリング作業 (1)作業指示に対して情報の収集ができること (2)搭載物の情報が理解でき準備ができること (3)各グランドハンドリング作業の概要が理解できること a 航空機地上走行支援業務 b 手荷物・貨物取扱業務 c 手荷物・貨物の航空機搭降業務 d 航空機内外の清掃整備業務 e 旅客ハンドリング業務 f 機内食等の運搬・搭降業務 g 航空燃料取扱業務	実技試験 1 グランドハンドリング作業 (1)チームリーダーとしての知識を持ち、他部門と円滑に連携を図れること (2)作業の優先順位を理解し指示ができること (3)各グランドハンドリング作業の概要が理解できること a 航空機地上走行支援業務 b 手荷物・貨物取扱業務 c 手荷物・貨物の航空機搭降業務 d 航空機内外の清掃整備業務 e 旅客ハンドリング業務 f 機内食等の運搬・搭降業務 g 航空燃料取扱業務 (4)手順の不履行を注意できること